

平成17年2月8日  
海事局外航課

## 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の 一部を改正する省令について

### 1. 改正の背景

海上運送法(昭和24年法律第187号)は、海上運送事業の健全な発達、利用者利益の保護を目的として、海上運送事業の適正化・合理化に関する規定を置いている。船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令(昭和26年運輸省令第54号)は、同法第24条の規定に基づき、国土交通大臣が船舶運航事業者に対して定期的に求める報告の内容及び様式等を定めるものである。

同令に基づき外航船舶運航事業者が行う定期報告の項目については、昭和60年以来大幅な見直しを行っていないため、政策上必要性が薄れた報告項目の削除、報告書の廃止等を行うほか、国際的な海上安全対策の強化等の新たな政策課題に対応するための施策立案に必要なデータも併せて収集できるよう、報告項目の整理を行う必要がある。なお、本報告の整理・簡素化については、報告負担の軽減の観点から、平成16年度中に措置することについて総合規制改革会議から検討要請があったところである。

### 2. 改正の概要

#### (1) 使用船舶明細報告書(第6号様式)

使用船舶明細報告書について、必要性が薄れた項目を廃止するとともに、新たな政策課題に対応するための項目を追加し、外航船舶借受状況報告書の項目を移行する。

#### (2) 外国船借受状況報告書(第7号様式)

外国船借受状況報告書の項目について、必要性が薄れた項目を廃止するとともに、使用船舶明細報告書への項目の移行を行うことにより、外航船舶借受状況報告書を廃止する。

#### (3) 貸借対照表及び損益計算書

貸借対照表及び損益計算書について、外航船舶運航事業者の財務内容のうち特に外航海運業に係る損益や資産の内容が把握できるよう、これらの書類の添付書類として損益・資産明細表等を求める。

### 3. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成17年3月

施行：平成17年4月1日